

九州大学放射線等障害防止委員会規程

平成 26 年度九大規程第 126 号
制 定：平成 27 年 3 月 31 日
最終改正：令和 3 年 3 月 25 日
(令和 2 年度九大規程第 54 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、九州大学教育研究評議会規則(平成 16 年九大規則第 6 号)第 7 条第 2 項の規定に基づき、放射線等障害防止委員会(以下「委員会」という。)の具体的な任務、組織、議事の手続その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第 2 条 委員会は、放射線障害の防止に関する事項及び核燃料物質の使用、保管、計量管理及び廃棄に関し必要な事項を調査・審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) アイソトープ統合安全管理センター長
 - (2) 九州大学放射線障害予防規則(平成 16 年度九大規則 81 号)の別表に定める取扱施設(以下、「取扱施設」という。)のうち、次に掲げる施設における放射線取扱主任者各 1 人
 - イ アイソトープ総合センター病院地区実験室
 - ロ アイソトープ総合センター伊都地区実験室
 - ハ 病院(別府病院を除く。)
 - ニ 別府病院
 - ホ 生体防御医学研究所
 - ヘ 加速器・ビーム応用科学センター
 - (3) 次に掲げる核燃料物質又は国際規制物資を使用する施設(以下「使用施設」という。)における計量管理責任者各 1 人並びに工学研究院、中央分析センター、農学部及び加速器ビーム応用科学センターにおける副計量管理責任者各 1 人
 - イ 核燃料物質取扱施設
 - ロ 医学部
 - ハ 病院(別府病院を除く。)
 - ニ 歯学部
 - ホ 生体防御医学研究所
 - ヘ 伊都キャンパス
 - (4) 労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 13 条で定める産業医の資格を有するキャンパスライフ・健康支援センターの専任の教授及び准教授のうちから選ばれた者 1 人
 - (5) アイソトープ統合安全管理センターの教員のうちから選ばれた者 3 人
 - (6) その他委員会が必要と認める者
- 2 前項第 2 号から第 6 号の委員の任期は、2 年とする。ただし委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の委員は、再任されることができる。
- 4 委員会に委員長を置き、アイソトープ統合安全管理センター長をもって充てる。
- 5 委員長は、委員会を主宰する。
- 6 委員会に副委員長 2 人を置き、第 6 条に定める放射線障害防止専門部会及び核燃料物質管理専門部会の部会長をもって充てる。
- 7 委員長に事故があるときには、あらかじめ委員長が指名した副委員長がその職務を代行する。
- (議事)

第4条 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員会が必要であると認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(放射線障害防止専門部会)

第6条 委員会に、次に掲げる事項を審議させるため、放射線障害防止専門部会を置く。

- (1) 取扱施設の新設、変更及び廃止並びに管理に関すること。
- (2) 取扱施設の放射線障害予防規程に関すること。
- (3) 放射線障害防止に係る予算に関すること。
- (4) 取扱施設の立入検査に関すること。
- (5) その他、放射線障害防止に関すること。

2 放射線障害防止専門部会は、第3条第1項第1号、第2号及び第4号から第6号の委員をもって組織する。

3 放射線障害防止専門部会に部会長を置き、委員の互選により定める。

(核燃料物質管理専門部会)

第7条 委員会に、次に掲げる事項を審議させるため、核燃料物質管理専門部会を置く。

- (1) 使用施設の新設、変更及び廃止並びに管理に関すること。
- (2) 使用施設の計量管理規程に関すること。
- (3) 核燃料物質管理に係る予算に関すること。
- (4) 使用施設の立入検査に関すること。
- (5) その他、核燃料物質の使用、保管、計量管理及び廃棄に関すること。

2 核燃料物質管理専門部会は、第3条第1項第1号、第3号、第5号及び第6号の委員をもって組織する。

3 核燃料物質管理専門部会に部会長を置き、委員の互選により定める。

(専門部会等)

第8条 委員会に、前2条に掲げる専門部会の他、特定の事項を調査・検討させるため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、総務部環境安全管理課において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会において定める。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 九州大学放射線障害防止委員会規程(平成16年度九大規程第197号)は廃止する。

附 則(平成27年度九大規程第115号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年度九大規程第3号)

この規程は、平成28年5月13日から施行する。

附 則(平成28年度九大規程第93号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成 29 年度九大規程第 80 号）
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年度九大規程第 51 号）
この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年度九大規程第 123 号）
この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この規程による改正後の九州大学放射線等障害防止委員会規程第 3 条第 1 項第 4 号の規程は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和元年度九大規程第 140 号）
この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年度九大規程第 54 号）
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。